

独占禁止懇話会第210回会合議事概要について

平成30年7月4日

公正取引委員会

- 1 日時 平成30年6月19日（火）15時30分～17時30分
- 2 場所 公正取引委員会大会議室
- 3 議題
 - 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
 - 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等
 - 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/

(「○」は会員の発言, 「→」は公正取引委員会の応答)

1 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

- 第四銀行及び北越銀行による共同株式移転の件について独占禁止法上問題ないと判断したとの説明があったが、この案件と、現在審査中の長崎の地銀の件との違いがあれば、教えてもらいたい。
 - 長崎の案件については、審査中であるため、詳細を申し上げることは差し控えるが、第四銀行及び北越銀行の件については、競合他社が存在し、需要者の選択肢が確保されるため、競争を実質的に制限することとはならないと判断したものである。

- 企業結合審査を行う際、業所管官庁である金融庁等との間で、考え方のすり合わせを行うことはあるのか。
 - 企業結合審査の際、業所管官庁から必要なデータを提供してもらったり説明を受けたりすることはあるが、処理方針等について他省庁と調整を行うことはない。企業結合審査の判断は、公正取引委員会が行うものである。

- 先日、政府の未来投資会議において競争の在り方の検討を行うとの報道があったが、この検討会のテーマは、地銀の統合を含めた競争政策に関するものなのか。公取委の見通しを伺いたい。
 - 競争政策の在り方について、議論の場が設定された場合には当委員会も競争当局として説明していきたいと考えているが、具体的なテーマについては承知していない。

- 企業結合審査は、一般消費者にとっては遠い問題であると感じていたが、説明を聞き、需要者の選択肢を確保する観点からの検討は重要であると感じた。問題解消措置を条件として統合を認めた案件があるとのことだが、その問題解消措置の実効性や、過去に統合を認めた案件について、その後問題が生じていないかなどの検証は行っているのか。
 - 現在、過去の案件について検証を行っているところであり、今後、CPRC（競争政策研究センター）のディスカッションペーパーとして、その結果を示すことを予定している。

- 情報通信分野の発達等により経済環境は変化しているが、これに伴い、企業結合審査の基準が変化することはあるのか。また、これまでの企業の統合は収益の拡大が主な目的であったように思うが、現在は、企業の生き残りが統合の

目的となっているように思う。人口減少等の社会状況の変化に応じて、企業の統合の理由も変化しており、企業が消滅するよりは独占の方がよいという考え方もあると思われる。この点について、公取委の考え方を教えてもらいたい。

→ 平成23年の企業結合ガイドラインの改定の際、社会情勢に合わせた審査基準にすべきとの指摘があり、これを踏まえて需要が減少する場合の考え方を示している。当委員会は、需要が減少する環境においても可能な限り競争は確保する必要があると考えている。

○ 企業結合審査基準の内容について、海外当局と異なる点はあるのか。また、グローバル化が進む中、巨大な中国市場は重要な市場である。中国の競争当局とは連携しているのか。

→ 審査基準のうち、水平型企业結合については、海外当局との間で、ほとんど差異はないが、混合型企業結合の考え方については、異なる部分がある。ブロードコムとブロケードの案件では、日本と欧州委員会は、接続性の確保等の問題解消措置の提示を受けた上で、統合を認めたが、FTCは無条件で統合を認めている。

中国当局との連携については、中国商務部(MOFCOM)との間で覚書を締結しており、連携スキームは存在する。今後、必要に応じて連携してまいりたい。

○ ブロードコムとブロケードの案件については、資料において、問題解消措置の「定期報告」として「2年に1度、独立した第三者(監視受託者)が監視する上記の措置の遵守状況について報告する」とされているが、当事会社の監査を行う第三者の要件は何か。

また、第四銀行・北越銀行の資料について、需要者に対する金利水準についての分析の記載があるが、これはどのように分析したのか。

→ 当事会社を監視する者は、「トラスティー」と呼ばれている。ブロードコムとブロケードの案件のトラスティーの要件については、当事会社と利害関係がない会社等とされている。

また、金利水準については、債務者の格付や担保の有無等、金利に影響を与える変数を説明変数に加えて回帰分析をしているものである。

○ 長崎の案件では、当事会社が競合他社の競争力を強める方法として、債権譲渡等が検討されているとのことだが、債権を譲り受ける銀行にとっては、どの取引先の債権を受けることになるのかが最大の関心事である。また、債権を譲渡したとしても、その後、当事会社が債権を買い戻す可能性もあるが、この点のフォローアップを行う予定はあるのか。

- 一般論として申し上げますと、当事会社が問題解消措置を実施した後は競争に委ねることになる。何らかの監視が必要になる場合もあるが、いずれにしても事案の内容によって判断することとなる。
- 最近の垂直型企业結合、混合型企業結合の審査状況をみると、審査に当たり、海外当局の最新の審査基準を採用するなど、洗練された基準に基づき判断を行っていると感じる。しかし、問題解消措置の実効性については疑問があるので、その後の状況を検証すべきではないかと思われる。
- 届出の状況をみると、二次審査の件数が顕著に減っている。これは、公取委と当事会社との事前のコミュニケーションにより、判断が困難な案件についても一次審査で終了した案件も場合もあるのではないかとと思われる。一次審査で終わってしまうと、企業結合審査の事例集に掲載されず、詳細な解説が公表されない弊害があると考えている。
- なお、最近、公取委が企業結合関係の届出一覧表について公表を始めたが、これは、有用なデータであるため、今後も続けてもらいたい。
- 届出のタイミングを決めるのは当事会社自身であり、届出前相談を手厚くして二次審査に進むのを避けたいと考えている事業者もいる。公取委として当事会社の行動をコントロールすることはできない。
- 企業結合の事例集においては、一次審査で終了した案件についても、重要案件を取り上げて詳細な説明を公表するようにしているが、事業者側が公表を嫌がる場合も多い。いずれにせよ、更に審査の透明性を確保できるようにしていきたい。
- 一次審査においては形式的な審査を行うものであると理解しているが、一次審査の段階で、公取委の問題意識を当事会社に伝達することはあるのか。また、一次審査で終了した案件についてはパブリックコメントを行う機会がないため、審査の際に広く意見を集めるという点で問題はないのか。
- 一次審査においても、当事会社から当委員会の問題意識等を教えてもらいたいとのニーズがあるので、当事会社の要望に応じて対応している。一次審査で終了した案件についてはパブリックコメントを実施していないが、関係者にヒアリングやアンケート調査をするなど、必要な意見や情報を収集し、審査を進めている。
- 長崎の案件では、債権譲渡により競争環境を整備しようとしているようだが、中小企業への融資の場合、単にお金の貸し借りを超えて、銀行が経営の相談等を

している場合もあると思われる。このような場合、債権譲渡が本当に需要者のためになるのか疑問である。

→ 報道では、債権譲渡を希望する融資先に限定して実施するとのことであり、これを前提とすれば、需要者のメリットにもなるものと思われる。

○ 金融分野の特殊性を考慮して、他の業界と異なる基準で審査する方法もあるのではないか。

→ どの業界にも特殊性は存在するため、業界別のガイドラインを作成することは困難である。各業界別の事情を勘案し、企業結合ガイドラインに基づき判断することとなる。

○ 公取委は、農協ガイドラインや電力ガイドラインなど、業態別のガイドラインを定めており、業界の事情を踏まえたガイドラインは合理的だと思う。その一方で、なぜ、企業結合審査においては金融分野のガイドラインを策定しないのか。

→ ガイドラインは、法運用の透明性の確保等の必要に応じて作成するものである。企業結合ガイドラインは、これまでに幾度も改定を重ねており、金融分野の企業結合審査についても、これまで、このガイドラインに基づいて行っている。企業結合審査においては、業界の事情を考慮した上で判断しており、現状においては、新たなガイドラインを作成する必要はないと考えている。

2 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等

○ 平成29年度においては過去最高の指導件数ということであるが、引き続き、大企業のしわ寄せが中小企業に及ばないように、厳正に対処してもらいたい。

○ 資料に「働き方改革関連の事例集」が記載されているが、発注者側への注意喚起のためにも役立つと思う。引き続き、このような取組を続けていただきたい。

→ 働き方改革による中小企業へのしわ寄せや、果実の摘み取り等の懸念があるので、積極的に周知していきたい。

○ 相談窓口の設置や講習会の開催、書面調査等下請法違反の未然防止のための取組に力を入れていることは理解できるが、申告の件数が増えていないようである。この点はどのように考えているのか。

→ 下請取引については、その取引の性格から、下請事業者からの申告が期待しにくい実態がある。書面調査を活用することや相談対応時に（相談者の希望に応じて）情報提供窓口を紹介することなどにより、引き続き、下請事業者が情報

提供を行いやすい環境の整備に取り組んでいきたい。

- 働き方改革による下請法上の弊害は構造上表に出にくいものであると理解しているが、労働状況が厳しい事業者もあり、今後も取組を続けてもらいたい。現在、下請法の執行について、他省庁と連携しているのか。
- 例えば、食品、放送、警備業など業所管官庁が業種別のガイドラインを作成する際には業所管官庁と連携している。

3 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 電力の自由化を受けて、電気事業者が新規参入した後、既存事業者から送配電網を使わせてもらえないという情報提供を受けたことはあるのか。
- 情報提供窓口寄せられた情報について、具体的な内容を申し上げることはできないが、寄せられた情報も参考として、電力分野について積極的な情報収集に努めているところであり、具体的な情報があれば、情報提供窓口に提供いただきたい。

- 優越的地位の濫用について、申告する側は、勇気を持って申告するので、引き続き、公取委においてもこれに応じてしっかり調査していただきたい。また、中小企業の方々から、大企業に技術、ノウハウといった知的財産が不当に吸い上げられているといった声が聞かれる。中小企業は独自のノウハウを持っており、それを武器にしているの、このような部分にも目を向けていただきたい。
- 優越的地位濫用事件タスクフォースによる注意は、職員が直接事業者に出向くなどして、責任者と面談し、優越的地位の濫用の考え方について、十分な理解を得ていただけるように、パンフレット等を用いてわかりやすく説明している。また、取引先からのヒアリング等によって過去の注意に対するフォローアップを行うなどしている。今後も違反行為の未然防止の観点から厳正かつ効果的な処理に努めていきたい。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)